

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2023年10月25日
管理表No.	1016-03

項目	コメント内容
経理的基礎 (添付書類二)	「使用済燃料貯蔵契約」が現在も有効に存在し、東電、原電が費用分担する規定がある事を何らかの資料により説明すること。

(回 答)

使用済燃料貯蔵契約は、平成19年10月22日に東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の三社で締結しており、現時点でも有効な契約である。

また、本契約により当社の役務として、使用済燃料の受入及び搬出に関する業務、貯蔵業務、キャスクの提供（調達）等を締結しており、この役務についても変更は発生していない。

なお、今回申請した添付書類二のホ項に「東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、使用済燃料貯蔵契約により、当社の使用済燃料の貯蔵の事業の実施に伴い発生する総費用を負担することとなっている。」と記載している。

以 上